

春日井市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内における侵入盗、自動車盗等の犯罪を防止するとともに、市民の防犯意識と地域の防犯力の向上を図ることを目的に、新たに家庭用防犯カメラを設置する市内に居住する個人に対し補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用防犯カメラ 犯罪の未然防止を図るために、自らの住宅の敷地の屋外及び必要最小限の公共空間を撮影するために、屋外の既存の家屋や設備に固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えたものをいう。
- (2) 公共空間 道路、公園、その他不特定多数の者が利用し、又は通行する場所をいう。
- (3) 表示板 看板、ステッカー等により、自らが居住する住宅の敷地内に防犯カメラが設置されていることを明示するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、春日井市の住民基本台帳に記録されている満18歳以上の者であること。
- (2) 家庭用防犯カメラを設置する市内の住宅に現に居住している当該住宅の所有者又は家庭用防犯カメラの設置について当該住宅の所有者若しくは管理者に同意を得ている者であること。

- (3) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 本人又は同一世帯に属する者が、過去にこの補助金又は他の自治体の同様の補助金の適用を受けていない者であること。
- (5) 同一の補助対象経費（次条に規定する補助対象経費をいう。）に対する他の補助金の適用を受けていない者であること。
- (6) 家庭用防犯カメラの設置等により生じた問題や損害等について、市が一切の責任を負わないことについて了承する者であること。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次条に定める設置の基準を全て満たし、当該年度内に購入し、及び設置した家庭用防犯カメラに係る経費のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 次のいずれにも該当する家庭用防犯カメラの購入費用
 - ア 新品のもの
 - イ 夜間撮影が可能かつ防滴仕様又は防雨仕様のもの
 - ウ 常時録画又は人感センサー等により自動で録画することができるもの
- (2) 当該家庭用防犯カメラの設置工事費用
- (3) 表示板の購入費用（第1号の購入費用と同時に申請する場合に限る。）

（設置）

第5条 前条の家庭用防犯カメラの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 家庭用防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を置くこと。
- (2) 近隣住民のプライバシーを保護するため、不必要な個人の画像を撮影しないよう撮影範囲を必要最小限に限定していること。
- (3) 撮影範囲に近隣の住宅の敷地等が含まれる場合は、当該住宅の所有者又は管理者から同意を得ていること。

- (4) 撮影範囲又は公共空間から容易に認識可能な位置に、表示板を設置していること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額以内とし、10,000円を限度とする。

- 2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第7条 規則第3条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日井市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭用防犯カメラの購入日、販売店の名称及び所在地が記載された領収書、レシート等の写し
- (2) 家庭用防犯カメラの保証書、取扱説明書又はカタログの写し等当該家庭用防犯カメラの型番及び機能が確認できる書類の写し
- (3) 家庭用防犯カメラ及び表示板の設置場所の位置が分かる現況写真
- (4) 家庭用防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの又は同カメラの撮影範囲を明示した平面図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 規則第3条の市長が別に定める期日は、当該年度の3月末日までとする。

- 3 規則第9条の規定による実績報告は、第1項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第5条の市長が定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(補助金の交付決定等)

第9条 規則第4条の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めた時は春日井市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めた時は春日井市家庭用防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（検査等）

第10条 市長は、申請者に対し補助金に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により支払を受けたとき又は前条に規定する検査に正当な理由なく応じないときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（財産の処分制限）

第12条 補助金の交付を受けて設置した家庭用防犯カメラは、交付決定を受けた日から起算して1年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 春日井市長

申請者住所
氏名
生年月日
電話番号

春日井市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼請求書

春日井市家庭用防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

【申請事項】

設置する住宅の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ（記入不要）	<input type="checkbox"/> 自己所有（家族所有含む） <input type="checkbox"/> 賃貸 → 裏面の同意者欄必須
購入日（設置日） ※購入日と設置日が異なる場合設置日を（ ）内へ記入	令和 西暦 （ 年 月 日）	年 月 日
設置台数及び製品名 (型番)	_____台	製品名： (型番：)
補助対象経費 ※ポイント等による値引分は除く実支払額	購入費用 ※設置費用・表示板 購入費用を含む	_____円（税込）
交付請求額	補助対象経費×4/5 ※上限額10,000円	_____ , 00円 (100円未満切り捨て)

【振込先】

金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協		<input type="checkbox"/> 支店	
	<input type="checkbox"/> 信用金庫		<input type="checkbox"/> 出張所	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人	(申請者本人の口座に限る)			

※ **裏面に誓約・同意事項がありますので、必ず申請者が記入の上ご提出ください**
(表面)

【誓約・同意事項】 ※ ご確認の上、□ に ✓ を記入してください

- この家庭用防犯カメラは自らが居住する住宅の敷地内に設置するもので間違いありません。
- 防犯カメラで撮影された者が特定できる画像データは、「個人情報」に該当することを認識し、他者のプライバシーを保護するため、 私（又は
 _____ 続柄：_____ ）がこの家庭用防犯カメラの管理責任者となり、適切な運用・管理を行います。
- この家庭用防犯カメラで撮影された画像データは、犯罪捜査等による情報提供を除き、春日井市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱第2条第1号に規定する目的の範囲外で利用及び提供しないことを了承します。
- この家庭用防犯カメラの機能を維持するため、定期的に稼働状況を確認し、必要に応じたメンテナンスを行います。
- 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 私又は同一の世帯に属する者が過去にこの補助金の適用を受けた事実はなく、他の自治体で同様の補助金の適用を受けた事実もありません。
- 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていません。
- この家庭用防犯カメラの設置等により生じた問題や損害等について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- この補助金の交付事務に必要な内容に関し、市職員が住民基本台帳に関する公簿の記載事項について閲覧することを了承します。
- 補助金の交付決定を受けた日から1年間は、この家庭用防犯カメラを補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、売却、廃棄等の処分をしないことを了承します。
- この家庭用防犯カメラを設置する住宅の所有者（管理者）は、本人（同一世帯の者を含む）若しくは当該家庭用防犯カメラの設置に同意をした者で間違いありません。



【同意者欄（賃貸の方のみ）】

※ 申請者で記入可。同意した方が記入する必要はありません

家庭用防犯カメラの設置に同意した所有者（管理者）	氏 名 （管理者名称）	
	住 所	
	電 話 番 号	（ ） —

（裏面）

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

様

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった春日井市家庭用防犯カメラ設置費補助金について、補助金交付決定額のとおり補助金を交付します。

補助金交付決定額

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

様

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市家庭用防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった春日井市家庭用防犯カメラ設置費補助金について、次の理由により不交付としたので通知します。

不交付の理由